

小糸南自治会館利用規約

令和1年9月 改定

1. (会館利用)

小糸南自治会館 および 庭（以下、会館という）を利用することができるのは次の場合とする。

- 1 小糸南自治会会員（以下 会員という）が会議または行事のために使用するとき。
- 2 公的機関などが会員の便宜のために使用するとき。
- 3 会員が親睦を目的に、サークル活動に使用するとき。但し、会館管理者が不適當であると判断する活動 および 建物内での運動は利用を認めない。
- 4 その他、会長と会館管理者が協議し、利用を承認したとき。

2. (利用の制限)

- 1 会員及びサークル団体として営利を目的にする使用は認めない。
但し、自治会の行事として行う場合は制限しない。
- 2 一団体につき、その構成員の3割以上が会員でなければ使用できない。
- 3 定期的な利用の場合、その利用回数は週2回以内に制限する。
- 4 利用者の内から利用責任者を1名定める。利用責任者は利用上のトラブルに対処できる成年者で且つ、会員であること。

3. (利用時間)

- 1 会館の利用時間は原則として、準備 および 後片付けを含めて午前9時から午後10時までとする。

4. (利用方法)

- 1 定期申込みは一年間分の利用願いを4月度の役員会へ提出し、承認を得るものとする。申込利用時間は原則、9：00～13：00、13：00～17：00及び17：00～21：00のいずれかとする。
- 2 臨時申込みは利用日の1ヶ月前から受け付けるものとする。利用責任者は予定表に直接記入し予約する。利用時間は上記1項に制限されない。
- 3 利用責任者は会館管理者、または自身の所属するブロック、若しくはその近隣のブロックのブロック長から利用当日または前日に鍵を受け取る。
- 4 利用責任者は利用時間を厳守し、利用後は速やかに清掃・戸締りをし、点検表に点検結果を記入の上、退館する。点検表は会館管理者、鍵は上記②にて借用した会館管理者、またはブロック長にそれぞれ返却する。
- 5 利用中に会館内の備品などを破損した場合は必ず会館管理者に報告する。原則として、修繕費用は利用者負担とする。

5. (設備使用料)

- 1 冷暖房設備を利用した場合、その使用料として1部屋1時間に付き100円を徴収する。但し、自治会・専門委員会・特別部会の会議または行事のために使用するときは徴収しない。

6. (その他)

- 1 ごみは利用者が責任をもって持ち帰る。防災上、タバコの吸殻の始末に留意する。
- 2 フキン、タオルなどは備えていないので必要な場合は持参する。
- 3 点検表に記入するため、筆記用具を持参する。
- 4 駐車場はないので、自動車での来館は禁止する。
- 5 近隣の迷惑にならないよう、騒音に対する配慮を心掛けること。

改定履歴

1. この規約は、平成 11 年 に改定されている。
2. この規約は、平成 15 年 8 月に以下の理由で改定。その際、全文を修正した。
 - ・ 平成 12 年に非会員についても使用料を徴収しないこととしたので、5、(使用料)から削除した。
 - ・ 利用者の内、利用責任者を定めること、そして 利用責任者は成年者で且つ、会員であることを追記した。
 - ・ 会館使用料を徴収しないことから「小糸南自治会館使用願・点検簿」の様式を変更し且つ、名称を「小糸南自治会館利用申込書 兼 点検表」に変更した。
3. この規約は、平成 21 年 4 月 11 日に次の事項を改定した。
 - ・ 平成 21 年 3 月 29 日の自治会規約全文改定にともない、5. 設備使用料を徴収しない対象を自治会・南糸会・ひばり子供会から自治会・専門委員会・特別部会に変更した。
 - ・ 4. 利用方法 ①、②、について、事前の利用承認を省略した簡便方法に変更した。
4. この規約は、平成 28 年 3 月 27 日に開催された第 33 回定期総会の承認を得て、前頁下線部(4. ②、③)のとおり改定した。その趣旨は、
 - ・ 会館管理者が、鍵貸出日に不在等の理由により、利用者が鍵を借用できなくなる状況を減ずること、及び
 - ・ 自治会館の稼働率を向上させ、地域親交の機会を増やすことにある。なお、平成 27 年度より「鍵」は既に全ブロック長に配布してあり、本改定は、その現状に本規約を合わせるために行ったものである。
5. 平成 30 年 1 月 10 日に次の事項を改定した。
 - ・ 4. (利用方法)に定期利用の申込は4月役員会へ利用願いを提出し、承認を得るように改定した。
6. 令和 1 年 9 月に次の事項を改定した。
 - ・ 3. (利用の制限) 1 項を改定し、自治会の行事として行う場合は制限しないと明記した。